

政策評価実施予定表(平成24～28年度)

参考資料1

施策目標		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	WG
		ローテーション					
I-1-1	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること	○					医療・衛生
I-2-1	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること		○				
I-2-2	医療従事者の資質の向上を図ること			○			
I-3-1	医療情報化の体制整備の普及を推進すること				○		
I-3-2	医療安全確保対策の推進を図ること					○	
I-4-1	政策医療を向上・均てん化させること			○			
I-5-1	感染症の発生・まん延の防止を図ること	○					
I-5-2	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること		○				
I-5-3	適正な移植医療を推進すること			○			
I-5-4	原子爆弾被爆者等を援護すること				○		
I-6-1	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること	○					
I-6-2	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること		○				
I-6-3	医薬品の適正使用を推進すること			○			
I-7-1	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること				○		
I-8-1	革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	○			○		
I-9-1	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	○	○				
I-9-2	生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること					○	
I-10-1	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること					○	
I-10-2	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること			○			
I-11-1	健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること	○					
II-1-1	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること	○					
II-2-1	安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること				○		
II-3-1	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること					○	
II-4-1	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること		○				
II-5-1	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること					○	
III-1-1	労働条件の確保・改善を図ること	○					労働・子育て
III-1-2	最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援をすること		○				
III-2-1	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること			○			
III-3-1	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること				○		
III-3-2	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること					○	
III-4-1	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること		○				
III-4-2	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること			○			
III-6-1	労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること	○					
III-7-1	個別労働紛争の解決の促進を図ること					○	

Ⅲ-8-1	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること				○	
Ⅳ-1-1	公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること			○		
Ⅳ-2-1	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること		○			
Ⅳ-3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること	○				
Ⅳ-4-1	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること	○			○	
Ⅳ-5-1	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること					○
Ⅴ-1-1	多様な職業能力開発の機会を確保すること	○				
Ⅴ-2-1	若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること		○			
Ⅴ-2-2	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと		○			
Ⅴ-3-1	技能継承・振興のための施策を推進すること				○	
Ⅵ-1-1	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること	○				
Ⅵ-2-1	地域における子育て支援等施策の推進を図ること	○			○	
Ⅵ-2-2	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること	○		○		
Ⅵ-2-3	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること	○			○	
Ⅵ-3-1 (旧Ⅵ-4-1)	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること			○		
Ⅵ-4-1 (旧Ⅵ-5-1)	母子保健衛生対策の充実を図ること		○			
Ⅵ-5-1 (旧Ⅵ-6-1)	ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること					○
Ⅶ-1-1	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	○				
Ⅶ-2-1 (旧Ⅶ-3-1)	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること				○	
Ⅶ-3-1 (旧Ⅶ-4-1)	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと		○			
Ⅶ-3-2 (旧Ⅶ-4-2)	戦没者の遺骨収集帰還事業等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること			○		
Ⅶ-3-3 (旧Ⅶ-4-3)	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること				○	
Ⅶ-3-4 (旧Ⅶ-4-4)	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること					○
Ⅷ-1-1	障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること	○				○
Ⅸ-1-1	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること	○				
Ⅸ-1-2	公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図ること		○			
Ⅸ-1-3	企業年金等の健全な育成を図ること			○		
Ⅸ-1-4	企業年金等の適正な運営を図ること				○	
Ⅸ-3-1	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること				○	
Ⅸ-3-2	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること	○				
X-1-1	国際機関の活動へ参画・協力し、国際社会に貢献すること		○			
X-1-2	二国間等の国際協力を推進すること					○
XⅠ-1-1	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること			○		
XⅠ-2-1	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進を図ること					○
XⅡ-1-1	行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること	○				
XⅡ-1-2	社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、社会保障・税番号の利活用を推進し、国民の利便性の向上を図ること					○

労働・子育て

福祉・年金